

環循適発第2004077号
環循規発第2004075号
令和2年4月7日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」（平成30年3月）に基づく対策について通知し、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）」（令和2年1月30日付け環循適発第20013010号・環循規発第20013027号環境省環境再生・資源循環局長通知）により、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン²」（平成21年3月）の内容に準拠した適正処理について通知したところです。

また、政府において令和2年2月25日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出し、新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるための留意事項についての周知徹底をお願いしたところです。

その後、令和2年4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県を区域として緊急事態宣言がなされ、また、同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正されました。こうした状況にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、これまで通知したことに加えて、下記事項に御留意いただき、貴

管下廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に周知いただくとともに、廃棄物処理業務の継続に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1・・・<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

2・・・<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

記

一 廃棄物の処理業務が継続のため講ずべき措置について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で定められたまん延防止対策においては、廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられています。これらの事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図ることとされており、特に、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。）は、十分に感染拡大防止策を講じつつ、これらの事業者に対して業務の継続を要請するものとされています。このため、貴管下においても、十分に感染防止策を講じつつ、廃棄物処理業務が継続されるよう、とりわけ感染性廃棄物を扱う処理業者が、新型コロナウイルスが付着し、又はそのおそれのある廃棄物についても受け入れて、迅速かつ適正に処理するよう、お取り計らい願います。特に特定都道府県においてはこの旨を廃棄物処理業者に要請願います。廃棄物処理に伴う感染防止策については、令和2年3月4日付けの「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」にて具体的に記載しておりますので、参照してください。

二 廃棄物処理事業の継続について

廃棄物の処理を継続するため、特に次の取組について、各地域の新型コロナウイルス感染症発生状況を踏まえた実効的な対応を早急に検討してください。なお、検討に当たっては、委託業者、許可業者及び施設の運転管理・日常点検・定期点検等の作業を委託する事業者等とも十分調整してください。

- 職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で濃厚接触者を極力減らすための取組
- 委託業者、許可業者及び清掃事務所において新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者や事務所単位で活動不能となった場合の対応策
- 防護服等の焼却施設の運転継続のために必要不可欠な資材の確保（使用の必要性の見極めを含む。）
- 業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理の継続性を重視した段階的な業務縮小計画

三 宿泊療養や自宅療養に対応した廃棄物処理について

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）及び当該事務連絡に関するQ&A（令和2年4月6日付け事務連絡）が発出されていますので、宿泊療養や自宅療養における廃棄物処理に当たって参考とするとともに、次の点にも留意の上、御対応ください。また参考の資料を関係者への注意喚起・周知に御活用ください。

- 宿泊療養や自宅療養において廃棄物を排出する際には、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを意識するよう、宿泊施設職員及び感染者の御家族等に注意喚起すること。ごみが袋の外面に触れた場合や、密閉性をより高める必要がある場合には、二重にごみ袋に入れることも有効である。
- 宿泊療養や自宅療養に伴う廃棄物の処分については、処理における公衆衛生の確保を最優先とするため、処理工程において、ペットボトルなど通常時は資源化している廃棄物も、封を開けて分別することなく焼却することが望ましい。
- 宿泊施設における廃棄物の取扱いとして、リネン類などは「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡）を参照の上、再利用できるものはむやみに捨てないよう注意喚起すること。
- 宿泊療養や自宅療養のいずれにおいても感染者が接触していない廃棄物の処理は通常どおり取り扱うこと。

（参考）

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施するに当たり、各地方自治体における対応についての照会が必要な場合には、環境省までお願いいたします。